

消費者とともに、適格消費者団体の次の一歩へ

私は、前任の芳賀唯史さんから引き継ぎ、2015年6月に消費者機構日本（以下、「COJ」）の理事長に就任しました。当時、COJ は差止請求権に基づき、活発な活動を展開していました。増加する消費者被害を丁寧に拾い上げ、企業等への申入れや訴訟提起を通じて、大きな役割を果たしていました。全国でも、各地域の生協、消費者団体、弁護士、相談員等が協力し、訴訟を担う適格消費者団体の設立が進みつつありました。COJ は適格消費者団体の認定第1号であり、その後、27 団体（2026 年8月末現在）が適格消費者団体として認定されています。

私が就任した当時、COJ では、集団的な消費者被害回復訴訟を担う「特定適格消費者団体」の認定申請に向けた議論を進めていました。それまでの制度では、消費者被害の申出を受けても、事業者の不当行為に対する差止請求しかできず、被害を受けた消費者が実際に被害を回復するには、別途、個別に民事訴訟を起こすほかありませんでした。また、個々の被害額は少額であることが多く、訴訟の負担を考えて「泣き寝入り」する人が少なくないという実態もありました。こうした状況を背景に、消費者団体等の運動によって、2013年12月に「消費者裁判手続特例法」が成立しました。COJ はいち早く認定申請に手を挙げ、2016 年末に特定適格消費者団体の認定第1号を取得しました。

2017 年から 2018 年にかけて、COJ では、ようやく実現した被害回復訴訟という新たな制度を活用するため、集団訴訟になじむ案件の検討を重ねました。しかし、なかなか適切な案件を見いだすことができませんでした。「適切な案件」という言い方には慎重でなければなりませんが、初めて提起する集団的消費者被害回復訴訟であり、負けるわけにはいかないという強い思いがありました。また、裁判費用を含む手続コストを考えると、たとえ訴訟に至っても、一人当たりの被害回復額が少額であれば、消費者に返金できる金額がわずかになり、制度の利点を十分に生かせないという矛盾も抱えていました。

2018 年春、複数の医科系大学において、女性等の受験者を不当に扱う選考基準の問題が報道され、文部科学省から改善が求められました。COJ はホームページを通じて東京医科大学に関する情報提供を呼びかけ、寄せられた声を踏まえて、共通義務確認訴訟の提起に踏み切りました。当時、副理事長であった佐々木幸孝弁護士の思いが込められた意見陳述（※）の原稿が COJ のホームページに掲載されています。ぜひお読みください。胸を打つ内容です。

（※）[2019 年2月 22 日 原告代表理事：佐々木幸孝弁護士の意見陳述書](#)

提訴に際しては、司法記者クラブで記者会見を行いました。弁護士等が横断幕を掲げて裁判所へ入場する場面がテレビで放映されましたが、その場に立ち会えたことは、今も感慨深く思い起こされます。この訴訟は全国から注目を集め、消費者被害回復の道筋を切り開けるかどうかを問う試金石となりました。私の任期は 2019 年 6 月まででしたので、残念ながら、関係者の皆さんと勝訴の喜びを分かち合うことはできませんでした。しかし、この判決が全国の消費者団体や適格消費者団体に勇気を与えたことは間違いありません。

このような歴史的な時期に理事長を務めることができたことを、ありがたく思っています。私自身の力は微々たるものでしたが、COJ に関わる皆さんの献身的な努力には、本当に頭が下がる思いでした。今日においても、消費者の立場に立ち、強い信念をもって取り組む法律家や弁護士、相談員等の存在なくして、COJ の活動は成り立ちません。今後も変わらぬ奮闘を期

待しています。

消費者運動の歴史は、私が改めて説明するまでもなく、公害訴訟や灯油訴訟など、戦後の消費者の生活と権利を守り、向上させてきた多くの消費者団体の運動の歴史でもあります。こうした歩みは、2004年5月の消費者基本法の制定によって、一つの節目を迎えたように思います。同法を基礎として、消費者庁の創設や、差止訴訟を担う適格消費者団体制度の整備へとつながっていきました。

それ以前の消費者団体には、多くの消費者が参加し、さまざまな社会問題を取り上げ、学習会の開催や国・地方自治体への要請活動などを活発に行っていました。私が「一つの節目」と感じる理由は、消費者自身が担う運動から、法律家や弁護士、相談員等の専門家が参加する適格消費者団体の活動へと、次第に軸足が移っていったからです。同時に、担い手の高齢化や人材不足により、消費者団体そのものが衰退し、なかには活動を終える団体も見られるようになりました。

私が所属していた生協グループにおいても、地域生協が担ってきた消費者運動が明らかに衰退していった時期でした。環境保護や平和に関する運動が維持される一方で、消費者の生活や権利を擁護する取組は、都道府県生協連が支える消費者ネットワーク団体や適格消費者団体へと移っていったように思います。制度の整備によって消費者の権利や暮らしが前進したことは間違いありません。しかし、行政や企業を監視し、その時々¹の社会的課題を取り上げ、社会に発信する消費者団体が衰退していくことに、私は強い危機感を覚えます。

これは時代の流れの中でしばしば起こることですが、運動によって法律や制度がつくられると、それまでの運動が急速にしぶんでしまうことがあります。次の目標を定め、新たな活動課題をつくり出すことが十分にできなかったという面もあるのかもしれません。

私は、(特定)適格消費者団体を、一部の専門家だけが活動する団体にしてはならないと考えています。その活動をより良いものにしていくためには、幅広い消費者や消費者団体の参加と支援が不可欠です。消費者自身が関わり、日々の取組を通じて法制度を改善し、国や企業を監視していくという民主的なプロセスが必要です。

かつてのように、消費者運動を担う団体を日本各地で再び増やしていくことは、現実には難しいかもしれません。しかし、過去とは状況が異なるからこそ、今度は(特定)適格消費者団体や各地の生協が主体となり、地域で消費者問題に取り組む組織づくりを進めていかなければならないと思います。

このコラムは、理事長時代の思い出にとどめるつもりでした。しかし、私の性格上、どうしても一言申し上げたくなり、長文になってしまいました。ご容赦ください。これからもCOJがますます活躍されることを心から願っています。(2026年9月)



公益財団法人生協総合研究所
専務理事、消費者機構日本元理
事長(2015年度~2018年度在任)

和田 寿 昭